平成22年度（第60回）北 海 道 倶 楽 部 対 抗 競 技

開催日 ：平成22年8月18日（水）・19日（木）
会　場 ：札幌国際カントリークラブ（A・B）

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則
　日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
　競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
　『公認球リストの条件・ゴルフ規則付Ⅰ(C)1b』を適用する。（ゴルフ規則186p参照）
4. スタート時間
　『ゴルフ規則付Ⅰ(C)2』を適用する。（ゴルフ規則187p参照）
　規則33-7に規定するような、競技失格の罰を免除する正当な事情がないときは、プレーヤーが自分のスタート時間後5分以内にプレーできる状態でスタート地点に到着したときは、遅刻の罰は、最初のホール2打。
　なお、5分を越える遅刻に対する罰は競技失格。
5. 競技終了時点
　本競技は、競技委員会の作成した順位表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。
6. ホールとホールの間での練習禁止
　『ゴルフ規則付Ⅰ(C)6b』を適用する。（ゴルフ規則190p参照）
7. プレーのペースについて（ゴルフ規則6-7注2）
　各ホールのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。
　特にトラブルもないのにこの時間より遅れた場合（アウトオブポジション）、ストロークに要する時間を個別に計測する。
　(1)アウトオブポジションの定義
　　(a) あるホールのプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の所要時間の合計が、タイムパーに記載された時間をオーバーした場合
　　(b) 第2組以降の組では、前の組との間隔が1ホール以上（パー4のホールを基準）空いた場合
　　注：(a)(b)の両方にあてはまるときに、その組はアウトオブポジションとなる。
　(2)アウトオブポジションとなった組に対する措置
　　ある組がアウトオブポジションとなった場合、競技委員は警告を与え、その組の各競技者のショットに要する時間を計測する。ただし、特別の事情があれば競技委員よりその組に対して前の組との間隔を縮めるように求めるが、合理的時間内に遅れを取り戻すことができれば、各競技者のショットに要する時間は計測しない。特別の事情とは例えばルーリング、紛失球などのトラブルをいう。
　(3)ストロークするための許容時間
　　アウトオブポジションとなった後、遅れを取り戻すまでの全てショットの制限時間は「40秒」とし、プレー時間の計測は、その競技者のプレーの順番が回ってきた時に開始する。
　　ただし、パー3ホールにおいて最初にプレーする者、パー4とパー5のホールにおいて第2打を最初にプレーする者、グリーン周辺やグリーンの上で最初にプレーする者のショットの制限時間は「50秒」とする。制限時間をオーバータイム（タイムオーバー）した場合、プレーヤーは違反回数に応じて(4)の罰を受ける。
　　アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンド中のタイムオーバーの回数は持ち越す。
　(4)罰　則
　　タイムオーバー1回目－1罰打 / タイムオーバー2回目－2罰打 / タイムオーバー3回目－競技失格

8. 競技成立の条件

天候、その他の事情により、6 コースあるいは一部のコースが 2 ラウンドの競技が完了しない場合の処置。

(1) 全参加クラブの選手 8 名の内 7 名が最低 1 ラウンドのプレーが終了しなければ、競技は不成立とする。

(2) A.B.C.グループの各 2 コースの競技成立の状況が異なる場合

① 両コースとも 1 日だけプレー可能の場合

1 ラウンドで競技成立とする。

② 1 コースは 2 日間プレー可能だが、1コースは 2 日間ともプレー不可能の場合

プレー可能であったコースでプレーした競技者 7 名のスコアで競技成立とする。

③ 1 コースは 2 日間プレー可能だが、1 コースは 1 日だけプレー可能の場合

2 ラウンド完了した競技者 4 名と1ラウンドだけプレーした 3 名のスコアで競技成立とする。

この場合、2 ラウンド完了者に競技失格があったときはそのチームは失格とする。

④ 早朝の天候不良などで、午前中の部のスタートが遅れた場合

午後の部の競技終了が不可能と判断した時点で、午後の部の競技をキャンセルする。

(3) 競技開始時刻の変更による競技成立の時限

第 1 日目　最初の組のスタート時刻　正午までとする。

第 2 日目　最初の組のスタート時刻　正午までとする。

(4) その他の状況が生じた場合、委員会が決定する。

9. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。

1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格。（ゴルフ規則 6-8b 注）

(3) プレーの中断と再開の合図について

本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

10. 移　動

正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付Ⅰ(C)9 移動』を適用する。（ゴルフ規則 192p 参照）

※コース内に設置してあるマンリフトは使用することができる。

11. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付Ⅰ(C)3』を適用する。（ゴルフ規則 188p 参照）

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザードは黄杭または黄線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 排水溝は動かせない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. №9 ホール（A コース№9）の右側 240 ヤード付近の林の中の舗装道路を含めた白線内の区域はその道路と同じ取り扱いとする。

   即ち、その白線内の区域は障害物であって修理地ではなく、罰なしにゴルフ規則 24-2b(i)の救済を受けることができる。
7. パッティンググリーンに近接する動かせない障害物について、『ゴルフ規則付Ⅰ(B)6』を適用する。（ゴルフ規則 173p 参照）

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. ゴルフ規則 8 の「注」記載の『アドバイスを与えることのできる者の指名』は競技の条件の中に記載されていない。
4. 予備グリーンはスルーザグリーンである。（指定練習日はプレー禁止の修理地とする）
5. 正規のラウンド中、競技者はストロークをしたりプレーする上で、競技の援助となるような情報が得られる携帯電話などを使用すれば、ゴルフ規則 14-3 の違反（競技失格）となるので注意すること。
6. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、スタート前の練習は 1 人コイン 1 枚（25 球）を限度とする。
7. №7 ホール（A コース№7）、№13、№14、№15 ホール（B コース№4、№5、№6）では打球の落下地点の安全確認のため、設置されている信号機の指示に従うこと。

   赤色 ：落下地点に前の組がいるのでプレーしてはいけない。（必ず指示に従うこと）

競技委員長 大和田 勝弘